

準備は
お早めに！

確定申告

重要なお知らせ

役場窓口で申告する際の注意点

令和7年分の申告は、例年と同様に新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、必要書類を預かり作成します（窓口での待機は原則できません）。申告書の預かり後、3～7日後に控えの受け取りをお願いします（書類預かり時に連絡のとれる電話番号を伺います）。

※令和4年分の申告から利用者識別番号が必要となりました。取得済みの人（過去にe-Tax申告や税務署申告をした人、昨年も洞爺湖町役場で申告をした人）は番号をお知らせください。また、未取得の人は、役場で取得手続きができます。

■問合せ 住民税務課課税係（☎ 74-3003）

国民健康保険加入者の場合

世帯の総所得が一定額以下のとき、国民健康保険税が軽減されます。

令和7年分の収入がなかった人、非課税収入（遺族年金、障害年金など）だけであった人は、住民税の申告をしないと国民健康保険税が軽減となりませんので、忘れずに申告しましょう。

※申告の際は身分証を持参してください。



確定申告に持参するもの

| | |
|------|---|
| 共通 | 収入がわかるもの、給与・年金の人は源泉徴収票の原本（コピー不可）、マイナンバーが確認できる書類、本人確認書類、利用者識別番号を確認できる書類。 |
| 役場窓口 | （通帳など）を持参 |

としている人は申告書の控え、税務署から郵送されている「確定申告のお知らせ」がある人は合わせて持参。

※還付申告の場合は、申告者名義の預貯金口座がわかる物（通帳など）を持参

し作成した医療費の明細書を持参してください。

還付申告の受付が始まります

月2日（月）から役場税金窓口（住民税務課内）で随時受付を開始します。

また、申告書は国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」でも簡単に作成することができます。詳しくは室蘭税務署（☎ 0143-22-4151）へ

確定申告の相談と申告書の相談

役場税金の窓口（住民税務課内）で受付と相談を行います。

2月16日（月）～
3月16日（月）

洞爺総合支所申告相談日

■日 時 2月20日（金）
10時～12時、13時～17時
■場 所 洞爺総合支所会議室

洞爺湖温泉支所申告相談日

■日 時 3月6日（金）
10時～12時、14時～16時
■場 所 洞爺湖温泉支所会議室

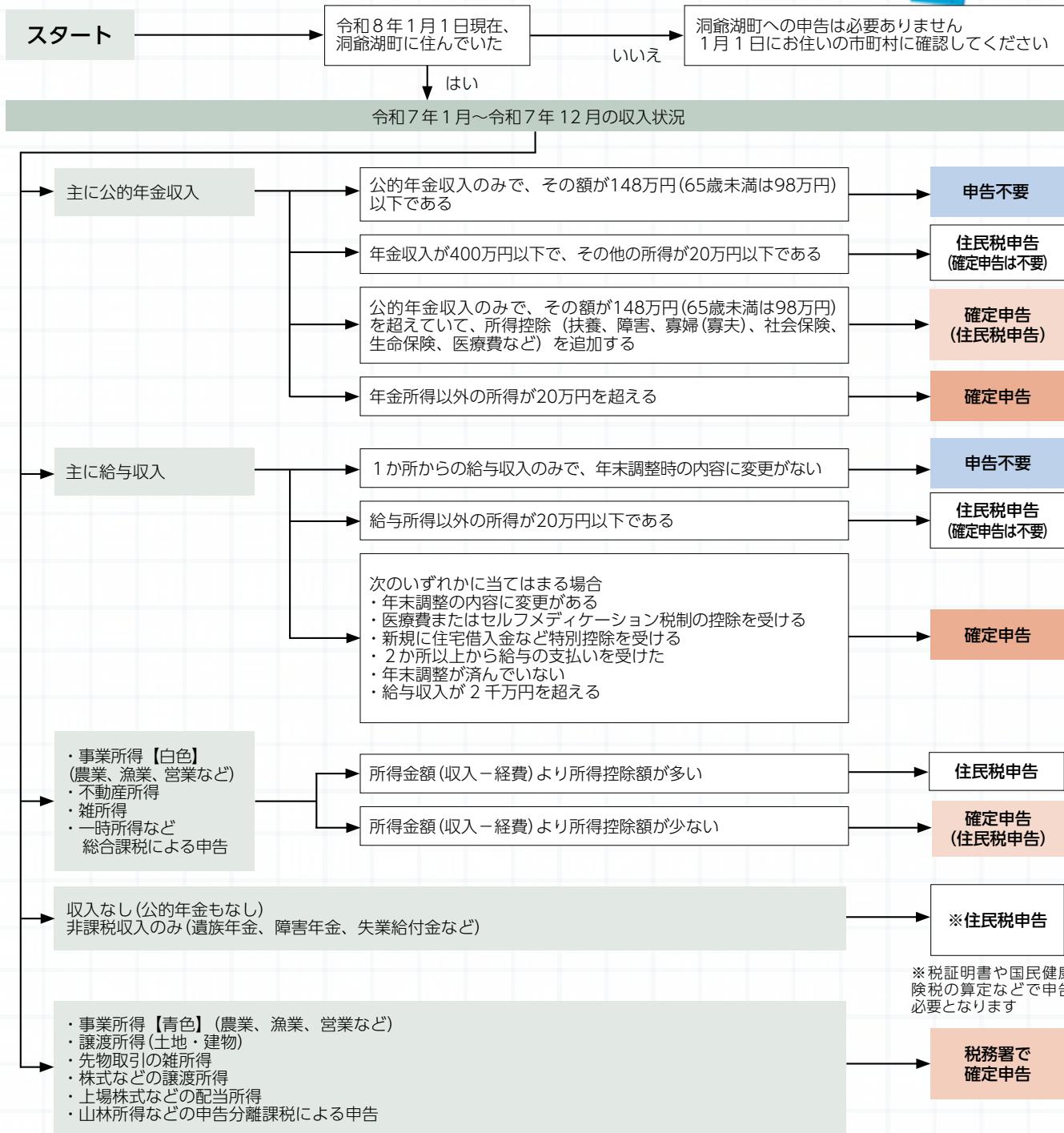
確定申告にはマイナンバーの記載が必要です

- 申告をする人や扶養親族の人などのマイナンバーの記載が必要です。また、マイナンバーを記載した申告書を提出する都度、申告者の本人確認書類の提示が必要です（控除対象配偶者、扶養親族および事業専従者などの本人確認書類は不要です）。
- ＜本人確認書類の例＞
- マイナンバーカード、通知カード+運転免許証、公的医療保険の被保険者証など

カンタンチェック！



あなたは確定申告が必要？不要？



注：申告する人の収入状況や控除内容によって、上記のとおりにならない場合もありますのであくまで目安としてください。

▶裏面は医療費控除の明細書（内訳書）になりますので、切り取って使用してください

償却資産の申告を忘れていませんか？ 申告は2月2日(月)まで

償却資産の申告にあたっては、法人事業所は固定資産台帳や法人申告書を、個人事業者は所得税確定申告書の減価償却明細書や固定資産の管理帳簿などをもとに行ってください。

確定申告書の減価償却明細書に、控除される経費

として事業用資産の申告がなされていても、償却資産申告書には、その資産の記載が漏れているといったことのないよう、必ず確認のうえ適正な申告をお願いいたします。

年分 医療費控除の明細書【内訳書】

住 所

氏名

1 医療費通知に記載された事項

医療費通知（※）を添付する場合、右記の(1)～(3)を記入します。
※医療保険者等が発行する医療費の額等を通知する書類で、次の6項目が記載されたものをいいます。

(例: 健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」)

①被保険者等の氏名、②療養を受けた年月、③療養を受けた者の氏名、④療養を受けた病院・診療所・薬局等の名称、⑤被保険者等が支払った医療費の額、⑥保険者等の名称

| | | |
|----------------------|-----------------------------|--------------------------------|
| (1) 医療費通知に記載された医療費の額 | (2) (1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額 | (3) (2)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額 |
| 円 | ② | 円 |

2 医療費（上記1以外）の明細

「領収書1枚」ごとではなく、
「医療を受けた方」・「病院等」ごとにまとめて記入できます。

医療費の合計

A (Ⓐ+Ⓑ)

円 B (①+②)

四

医療費の合計 A (ア+イ) 円 B (イ+エ) 円